

通知カード廃止に伴う事務の変更について

1. 概要

行政に関する手続きを原則、デジタル申請に統一する「デジタル手続法」(*)が、令和元年5月31日に公布された。これに伴い、これまで紙で発行されていたマイナンバーの「通知カード」が廃止されることとなったため、関連事務を変更する。

2. 廃止日

令和2年5月25日(月)

3. 廃止後の取扱い

- (1)既に交付されている「通知カード」は、記載内容に変更がなければ、マイナンバーを証明する書類として、引き続き利用することが可能。
- (2)出生で新しくマイナンバーが付番される場合、今までは「通知カード」が送付されたが、今後は「個人番号通知書」でマイナンバーが通知される。ただし、「個人番号通知書」は、番号確認や身元確認のための書類としては使用できない。
- (3)「通知カード」をなくしたり、マイナンバーがわからなくなってしまった場合の確認方法
 - ・マイナンバーカードの取得
 - ・マイナンバーが記載された「住民票の写し」や「住民票記載事項証明書」の発行

4. 事務の変更

- (1)「通知カード」記載事項変更、交付・再交付の終了
- (2)区業務における本人確認資料のうち、「通知カード」に関する取扱いの変更

5. 周知

5月15日から、窓口でのご案内、区ホームページ・SNS、広報紙、ケーブルテレビ・FMしながわ他

(*)情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)